

## 令和4年度 第3回会津若松市国民健康保険運営協議会会議録

1. 日 時 : 令和5年2月1日(水)午後1時~午後1時50分  
2. 場 所 : 会津若松市役所栄町第二庁舎2階 第3会議室  
3. 議 事 : 諮問案件

(1) 会津若松市国民健康保険条例の一部改正

4. 委員会出席者  
(敬称略)
- |     |                      |
|-----|----------------------|
| 会 長 | 中澤 真 (議長)            |
| 副会長 | 平野 淳子                |
| 委 員 | 五十嵐 公一               |
| 委 員 | 江川 清                 |
| 委 員 | 小檜山 正行               |
| 委 員 | 鈴木 千秋                |
| 委 員 | 安部 幸子 (議事録署名人)       |
| 委 員 | 矢吹 孝志                |
| 委 員 | 佐藤 隆                 |
| 委 員 | 小柴 誠                 |
| 委 員 | 山崎 雄一郎 (議事録署名人)      |
| 委 員 | 梅津 竜                 |
| 委 員 | 武藤 理恵子 (以上17名中13名出席) |

5. 事務局出席者
- |                 |        |
|-----------------|--------|
| 健康福祉部長          | 新井田 昭一 |
| 健康福祉部副部長        | 長谷川 健一 |
| 健康福祉部副部長兼健康増進課長 | 宮森 健一郎 |
| 国保年金課長          | 佐藤 陽一  |
| 国保年金課主幹         | 原田 真   |
| 国保年金課主幹         | 上田 裕司  |
| 国保年金課副主幹        | 渡部 さおり |
| 国保年金課副主幹        | 馬場 康幸  |
| 国保年金課主査         | 塚原 奨   |

## <議 事>

会 長 議事に入る。出席委員は13名であり、過半数に達しているため、ここに協議会が成立していることを報告する。会議録署名委員については慣例により、会長の指名推薦としたい。

各委員 異議なし。

会 長 安部幸子委員、山崎雄一郎委員の2名を指名する。  
それでは、諮問案件(1)について事務局より説明をお願いしたい。

事務局 諮問案件、会津若松市国民健康保険条例の一部改正について、項目が2つある。  
まず一つ目の項目である「出産育児一時金」について説明する。

1. 改正の趣旨について説明する。現在、出産育児一時金については出産費用の経済的負担を軽減するため、加入する医療保険において42万円の支給を行っており、本市の国民健康保険においても同様に条例で定めている。今般、国において、出産費用等の現状を踏まえ、令和5年4月から全国一律で50万円とする方針が示され、健康保険法施行令等の改正がすすめられているところであり、本市国民健康保険においても、他の医療保険の給付額との整合性を図るため、健康保険法施行令等の改正に準じた改正を行うものである。

2. 改正の内容について説明する。出産育児一時金の額を、「40万8,000円」から「48万8,000円」に引き上げる。これにより、産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金の支給額は表のとおり、総額「420,000円」から「500,000円」となる。

3. 施行期日は令和5年4月1日からとなり、スケジュールについては年末に国から通知があり、本日健康保険法施行令が公布された。

次に、2ページの出産費用の状況について説明する。全国の出産費用の平均であるが、正常分娩については全施設で平均47万円程度かかっている状況である。これをもとに国が一時金の引き上げを行った。

続いて、事前にいただいたご質問に対する回答である。

①出産育児一時金について財源はどこから持ってくるのか。

②すべての自治体で50万円の内容は同じという理解でよいか。のご質問であるが、

①国民健康保険における出産育児一時金の財源は、3分の2は一般会計からの繰入金であり、3分の1は県からの普通交付金となっている。

今回増額となる8万円分についても同様であり、さらに令和5年度は1件あたり5千円の普通交付金の追加補助が予定されている。

②市町村国保では条例で定めることとなっているが、国の社会保障審議会医療保険部会における議論から、国において全国一律で50万円とすると示されており、実質的に同じと理解している。県内他市も同様に50万円に改正予定と聞いている。

続いて、3ページ、会津若松市国民健康保険条例の一部改正について、2つ目の項目である「準備金の改正」について説明する。

1. まず改正の趣旨について説明する。国民健康保険特別会計においては、県に納

付する国保事業費納付金の支払い不足に充てるため、決算で生じた剰余金（歳入歳出差引額）の一部を上限を定めて「準備金」として積み立てしている状況である。

しかし、今般のコロナ禍における想定を超える受診控えにより、保険給付費等が減少し、上限を超える決算剰余金が生じていることから、その財源を国保特別会計の将来に向けての安定的な運営並びに被保険者の保険税負担の緩和に有効に活用できるよう、準備金の積立上限額を廃止するとともに、名称についても「事業運営安定化基金」と改めるものである。

囲みの部分の「準備金」とは何か説明する。県に納付する国保事業費納付金については、保険税軽減に対する国からの交付金や保険税収入を財源として支出しているが、その収入が不足した場合に備えるための積立金を「準備金」と条例で定めている。準備金の上限は、国保事業費納付金の過去3か年の平均支出額の100分の10と規定しており、決算で生じた剰余金（歳入歳出差引額）の一部を積立している。

囲みの中の図が事業費納付金の財源内訳である。まず、支出で国保事業費納付金というものがあり、その財源としては国の交付金や保険税収入、足りない部分を準備金で補っている。この事業費納付金は、県が毎年度、県全体の保険給付費を推計し、市町村ごとの被保険者数、所得水準、医療費水準に応じ按分額を決め、市町村に納付を義務付けている経費である。それについて令和4年度予算額で、国保事業費納付金が約27億7,800万円となっている。それに対し収入は、国の交付金が約8億円、保険税収入が約19億円であり、不足するため準備金として約8,400万円を計上している。

2. 次に改正の背景について説明する。国保事業の「準備金」については、毎年度の決算で生じた剰余金の一部を積み立て、平成29年度以前は保険給付費の支払い不足に対応し、財政運営が県主体となった平成30年度以降は納付金の支払い不足に備えてきたところである。

5ページの表をご覧ください。準備金の推移の表となっている。表の上段が上限額であり、過去3か年の平均10パーセントを上限額とし、表上段の一番下に記載している。下段が積立額で、上から前年度末現在高、当年度取崩額、当年度積立額、当年度末現在高の順に記載している。これを見ると、平成29年度当時、積立金の上限額は13億8千万円程度だったが、これについては保険給付費が約143億円程度であったことから、上限額が高くなっている。一方、令和3年度においては、事業費納付金が約30億円程度となり、3か年を平均して約29億円の納付金となり、2億9千万円程度の上限額となっている。それに対し現在高は、令和3年度決算で2億9,400万円となり、このようにこれまで取り崩しと積立を行ってきたところである。

3ページに戻り、改正の背景を引き続き説明する。国保事業を支える国保税の額は、年度間の収支均衡が図れるよう、法令等を踏まえて決定しているが、コロナ禍における想定を超える受診控えによって、保険給付費等が減少し、決算剰余金が当初の想定以上に生じている状況である。4ページの表1、決算剰余金の状況をご覧ください。令和元年度の剰余金が約2億3,000万円、令和2年度が約3億円、令和3年度が約3億2,000万円で、この一部を翌年度に積立し、準備金としている。

3ページに戻り、一方で、令和11年度に県内自治体の保険税率の統一が予定されており、県が示すシミュレーションによれば、今後の国保事業は、被保険者の減少の加速や高度医療による医療費の高額化によって、一人当たりの保険税負担は増加していく見込みであり、現在の保険税水準の維持が困難な見通しとなっている。

4ページの表2、国保事業の今後の状況をご覧ください。県の試算による令和4年度と令和11年度の比較である。被保険者数は、令和4年度23,900人程度から、令

和11年度は15,300人程度で、約8,500人減少する見込みである。

一方、国保事業費納付金は、令和4年度が27億7千万程度で、令和11年度が25億2千万程度で、2億5千万程度減少する見通しである。これは、被保険者数の減少に伴って納付金が減少するものである。一人当たりの医療費は令和4年度が約39万2千円、令和11年度が約45万4千円で、約6万1千円程度の増加となると想定されている。これに伴い一人あたりの保険税も、約7万9千円から約11万1千円に増加する想定で、約3万1千円増加する見込みである。

現在の事業水準を維持し、準備金を活用しない場合の必要額として、一人あたり3万1千円程度引き上げないと収支均衡が測れない。仮に、今後も令和4年度の保険税水準（一人あたり79,603円）を維持する場合、保険税収入は、被保険者数の減少により、毎年約1億円ずつ減少し、令和11年度には約7億円減少する見込みである。

こうした状況を踏まえ、保険税水準の急激な増加を回避し、被保険者の税負担の緩和に計画的に取り組みながら、中長期的に安定した国保事業を維持していくために、「準備金」については、これまでの納付金の支払い不足だけにとどまらず、国保特別会計の安定的な運営を担う基金として役割を拡大する必要性が生じたというのが改正の背景である。

次に改正の内容について説明する。まず名称については、現行の「準備金」から「事業運営安定化基金」に変更し、目的については、これまで納付金の支払不足のためだけに用途設定されていたものから保険税の負担緩和を追加し、用途を拡大する。また上限については、納付金の過去3か年平均の100分の10から、改正後は上限を定めず、加えて管理及び処分等の条文を追加する。

施行期日は令和5年4月1日とし、令和4年11月中旬から12月中旬にかけてパブリックコメントを実施したが、意見等はなかった。今後2月の市議会定例会に提案する。

続いて、事前にいただいたご質問に対する回答である。

まず「準備金の改正について、4ページの表2 今後の状況（県試算による）とあるが、国保税が約1.4倍に跳ね上がる中、どの程度保険料が増えるのか。」に対する回答であるが、具体的な税率、個別の税額は、県の試算において具体的な税率は示されておらず、総額的な提示であること、また、所得に応じて税額が変わることから、お示しすることができない。平均して約1.4倍になるとご理解願いたい。

次に、6ページの国保条例新旧対照表「第10条の4 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券・・・」とあるが、①リスクはないのか ②基金の何パーセント運用と考えているのか。のご質問である。基金に関しては、同条第1項の規定に基づき、金融機関への定期預金として保管する考えであり、有価証券での管理は考えていない。

①リスクに関しては、仮に預入先金融機関が破綻した場合のペイオフ制度のリスクはあるものの、市全体として預入先金融機関の健全性を確認するとともに、預金期間を半年とすることでリスク管理をしている。今後の運用についても、当該基金のみでなく、市全体の他の基金の運用と足並みをそろえて対応していく予定である。

なお、今回定める運用管理の規定も、他の基金と同様の内容となっている。

また、②運用（預金）額は、100%と考えている。

会 長 質問、意見はあるか。

江 川 意見要望である。物価高や値上げなど、国民全体が大変な状況である。国庫負担の割合の引き上げと低所得者層の負担軽減を、国の責任と負担において財政基盤の拡充強化を講じるよう国に働きかけることを強く要望する。

事務局 国の公費拡充であるが、令和11年度には今より被保険者数が減少し、保険税収入も減少する推定であり、国の公費負担は必ず必要である。国の負担の維持拡大については、毎年要望はしているが、福島県全体の問題でもあるため、県を通し引き続き強く要望していく。

五十嵐 意見要望が一件と質問が一件。先ほど副市長の挨拶で「国保行政は市民に安心感を与える」という話があった。前回の会議で、会長から「（滞納について）この数字では市民に不公平感を与えるのではないか」という発言があった。この諮問は国民健康保険であり独立しているのは理解しているが、国保行政の継続性を考えれば、会長からの重い言葉に対し「これはそういうことなんです（不公平感がでないよう、滞納対策に取り組んでいく）」というコメントがあっても良かったと思う。

また、質問であるが、5ページの準備金の推移で令和元年度だけ準備金の取崩しが発生したようだが、それはなぜか。

事務局 令和元年度の取り崩し額については、3ページの図にあるように、事業費納付金に対する保険税収入が不足していたことから、準備金を取崩し補填したものである。

会長 意見要望について回答を求めるか。

五十嵐 あくまでも一市民の意見である。回答は求めない。

事務局 国保事業運営のため「準備金の改正」を講じ、基金を上手く活用し、保険税の引き上げを最小にとどめるということで、安定化を図っていきたい。

会長 異論等の意見がないようなので、本案件については原案どおり答申することとしていかがか。

各委員 異議なし。

会長 以上で議事を終了する。円滑な審議ご協力いただきありがとうございました。